

令和7年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

- 1 児童・生徒一人ひとりを大切にする教育を進めるとともに、自立と社会参加を可能にする力を養い、個に応じた進路実現を図ることにより、保護者や地域から信頼される学校をめざす。
- 2 障がいの重度化、多様化に対応した障がい理解と専門性向上に基づく全校的な指導体制を充実させるとともに、南河内地域の支援教育の拠点として地域課題の解決に取り組む。

2 中期的目標

- 1 個に応じた教育活動の推進と専門性の向上

(1) 一人ひとりのニーズに対応した指導の充実

ア 「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」において、教材・活動の選定や指導の方法等、支援・指導方法をより具体的に記載することで、「個別最適な学び」を充実させる。

イ 1人1台端末を効果的に活用し、指導方法や指導体制を工夫・改善し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた学習活動の充実を図る。
※学校教育自己診断（保護者用）における「端末の活用に取り組んでいる」に係る項目の肯定的評価を令和9年度には90%以上にする。
(R4:90.1% R5:86.6% R6:84.8%)

(2) 学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実

「富田林支援学校教育の木」を基軸とする小中高一貫した教育課程を編成・実施するとともに、学校全体として組織的に学習指導や学習評価の改善に取り組み、児童生徒の確かな学びにつながるような特色ある教育活動の充実を図る。
「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。※学校教育自己診断（保護者用）における「子どもの授業への取り組み」に係る項目の肯定的評価を令和9年度まで95%以上にする。(R4:94.9% R5:91.6% R6:92.8%)

(3) 人権尊重の教育の推進

いじめを起こさないための集団づくり等により、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育を推進する。※学校教育自己診断（保護者用）における「人権尊重」に係る項目の肯定的評価を令和9年度には95%以上にする。(R4:97.3% R5:94.8% R6:92.7%)

(4) 豊かな人生を送るためのキャリア発達を促す指導・支援、進路指導の充実

卒業後の自立と社会参加に向けて、児童生徒が将来の進路を主体的に選択することができるよう小学部・中学部から児童生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早期からの進路指導・支援の充実を図る。※学校教育自己診断（保護者用）における「進路指導」に係る項目の肯定的評価を令和9年度には95%以上にする。(R5【新規】:84.8% R6:91.0%)

(5) 児童生徒指導の充実

ア 児童生徒の多様化に対応できる全校的な指導体制を充実させ、自己実現をめざして自己肯定感を高める指導を行う。

イ 諸課題の未然防止と早期発見・早期対応のため教育相談体制の充実を図り、家庭・地域・医療・福祉・警察等との関係機関との連携を一層進める。

ウ 個に応じた指導の充実をめざし、学校医や臨床心理士等の医療福祉の専門家、関係機関等との連携の充実を図る。
※学校教育自己診断（教員用）における「連携して相談できる体制」に係る項目の肯定的評価を令和9年度には95%以上にする。
(R4:89.0% R5:85.7% R6:90.6%)

(6) 支援教育に関する専門性の向上

ア 児童生徒の多様な特性や実態に応じたアセスメント・指導内容・方法の充実に努め、知的障がい支援学校としての専門性の向上を図る。研修方法を工夫し、教職員が主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組み、指導力の向上を図る。

イ 専門性向上プログラムを主軸とした初任期教員の支援体制を充実し、教職員全体の資質・能力を向上させる取り組みを一層進める。
※学校教育自己診断（保護者用）における「教職員の障がい理解」に係る項目の肯定的評価を令和9年度には95%以上にする。
(R4:92.3% R5:88.6% R6:89.3%)

2 地域と連携した安全、安心で魅力ある学校づくり

(1) 児童生徒の安全・安心の確保

ア 学校生活における様々な場面で、児童生徒の思いや願いを尊重し、安全・安心で魅力ある学校づくりを推進する。

イ 保護者や校区内各市町村等と連携して南海トラフ地震等の自然災害への対策を進めるとともに、児童生徒の防災意識の向上を図る。

(2) 地域連携

ア 地域の小中学校や高校との交流及び共同学習の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

イ 授業公開を率先して行い、開かれた学校づくりを推進する。

ウ PTA活動を推進する。

エ 地域の関係団体・グループとの連携を深め、教育コミュニティづくりを推進する。

(3) 南河内地域の支援教育力の向上

校区内の市町村教育委員会や地域の小中学校・高等学校及び保育園、幼稚園、子ども園等と連携し、学校行事や交流及び共同学習、研修会、連絡協議会等を通して、南河内地域の支援教育の拠点として、地域の支援教育力の向上に努める。

3 学校運営

(1) 協働性、同僚性の高い教職員集団の形成

各学部の教員の交流や情報共有を進め、協働性、同僚性の高い教職員集団を形成する。
※学校教育自己診断（教員用）における「相談し合える職場の人間関係」に係る項目の肯定的評価を令和9年度には95%以上にする。
(R489.4% R5:89.7% R6:86.7%)

(2) 外部評価を活用した教育活動の改善

学校運営協議会の意見や学校教育自己診断結果を真摯に受け止め、学校評価に積極的に活用して教育活動の改善に努める。

(3) 働き方改革の推進

ア デジタル化推進による業務の効率化

イ 業務推進体制の強化

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析〔令和 年 月実施分〕	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R6年度値]	自己評価
1. 個に 応じた 教育活動の 推進と専門性の 向上	(1) 一人ひとりのニーズ に対応した指導の充 実 ア 「個別の教育支援 計画」「個別の指 導計画」の活用 イ 1人1台端末の 活用	(1) ア 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に ついて、これまでの各項目を再度確認し、改善 等検討したうえで新システム下の様式に反映 する。 イ 個人情報漏洩防止のための環境整備を行う。 授業での具体的な活用方法など実践事例を含 めた ICT 活用に係る実践的な研修を実施する。 タブレット端末の持ち帰りを含めた授業での 活用を推進する。	(1) ア R7年度より新様式の活 用を新入生から先行実 施。R8年度から全校で 活用できるようにする。 イ アカウント等の個人情報 の管理方法を確立する。 学校教育自己診断（保護 者用）の「端末を効果的 に活用している」に係る 項目の肯定的評価を 90%以上にする[84.8%]	(1)
	(2) 学習指導要領の趣旨 を踏まえたカリキュ ラム・マネジメント の充実	(2) 児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた「個別最 適な学び」と社会参加に向けて身につけてほしい 「協働的な学び」について、学校全体で教育目標 を体系的に達成できるよう各学部間での教科の目 標設定や評価基準を一貫させ、学びを中断するこ となくスムーズに次学年・次学部へ引き継がれる ようにする。授業改善及び系統性の観点による教 科書採択の再検討を行う。シラバスの作成・点検 作業の効率化を図る。	(2) 全校教育課程委員会でシラ バスに係る課題を共有し、 具体的な方策を提案する。R 8年度の教科書採択及びシ ラバス作成に反映する。	
	(3) 人権尊重の教育の推 進	(3) ア 人権をテーマにした教育を HR や授業で実施す る。 イ 人権・いじめ対策委員会が中心となり、系統だ った人権研修や人権教育の開発に学校全体で取 り組む。	(3) ア 人権教育に係る授業につ いて、全体で課題の検討・ 改善を行い、実施する。 第2次大阪府教育振興基 本計画前期事業計画に基 づく意識調査の「周りの 人々を大切にすることが できる」の肯定的評価を 90%以上にする。[87.7%] イ 人権研修の方法を工夫 し、内容を充実させ、授 業や日常の指導で役立つ 研修を実施する。	
	(4) キャリア発達を促す 指導・支援の充実 早期からの進路指 導・支援の充実	(4) 地域や関係機関との連携のもと、校内・校外実習 を充実する。小・中学部の児童生徒が高等部の校 内実習に関わることができる取組みを行う。	(4) R6年度の関係機関・地域連 携のもとでの校内・校外実習 を定着・発展させる。	
	(5) 児童生徒指導の充実 ア 全校的な指導体 制の充実	(5) ア ・ユニバーサルデザインに基づく環境整備や授業 改善を行う。 ・自立活動に関する研修・実践報告を実施する。 ・登校の少ない児童生徒の状況を学年・学部全体 で把握する。関係機関との連携のもとケース会 議等実施し、一人ひとりの状況やニーズに合わ せた柔軟な支援を行う。特に進路情報について は、懇談会等の機会に情報提供を行い、いつで も対応できるよう支援体制を整える。	(5) ア ・研究部が中心となり、教室 環境の課題を検討し、環境 改善を行う。 ・自立活動に関する学部研 究を年3回実施する。 ・毎月学年会・学部会にて、 生徒情報や学習支援状況 を共有する。タブレット 端末の活用を含め、本人 の意思の確認のもと学習 支援・進路支援を実施す る。	
	イ 諸課題の未然防	イ 「いじめ対策委員会」を学期1回開催、アンケ	イ 学校教育自己診断（教員	

府立富田林支援学校

1. 個に応じた教育活動の推進と専門性の向上	止と早期発見・早期対応 ウ 福祉医療専門人材、関係機関等との連携 (6) 支援教育に関する専門性の向上 ア 知的障がい支援学校としての専門性の向上 イ 教員の資質・能力の向上	ート結果やいじめに繋がる事案等の確認を行い、未然防止に努める。いじめ事案が確認されたら即に関係機関を開催し、組織的に対応する。 ウ 児童生徒及び保護者のニーズに応じ、学校医や福祉医療専門人材等による教育相談の機会を確保するとともに、指導助言の共有方法を工夫し、日常の指導に役立てる。 「あのねルーム」の充実やアセスメントにおける指導・助言など、さらなる活用方法を検討する。 (6) ア 授業見学の方法や研修の目的について共通理解を深め、授業見学を通して学べる機会を増やし、指導力の向上を図る。全校一体となって授業力向上をめざす研究を推進する。 Plant（全国教職員研修プラットフォーム）を活用した校内研修の履歴化・蓄積化を本格実施する。 イ 対象を10年めまで拡大し、各キャリアステージの法定研修「授業づくり（研究授業）」を校内外の公開研究授業とするとともに、法定研修で得た学びを活用できるよう校内研修・実践・振り返りを通じて、教員の継続的な成長を支える仕組みを整備する。	用)の「いじめが生じた場合の体制」に係る項目の肯定的評価を95%以上にする。[94.7%] ウ 学校教育自己診断（教員用）の「学校医・福祉医療関係人材相等を活用できる体制」に係る項目の肯定的評価を91%以上にする。[90.6%] (6) ア 学校教育自己診断（保護者用）における「教職員の障がい理解」に係る項目の肯定的評価を90%以上にする。[89.3%] イ 校内研修時、話し合えるグループワークとアンケート・フィードバックを実施する。 各教員が年1回以上、公開研究授業の見学を行う。	
2. 地域と連携した安全、安心で魅力ある学校づくり	(1) 児童生徒の安全・安心の確保 ア 健康安全対策 イ 環境整備、校内運営 ウ 防災対策 (2) 地域連携 ア 交流及び共同学習の推進 イ 授業公開	(1) ア 保健部が主体となり、栄養教諭と養護教諭等が連携し、食に関する指導及び健康に関する支援の充実を図る。 イ ・施設の老朽化による課題を解決しながら、児童生徒にとって魅力的かつ安心できる環境を構築する。 ・児童生徒の意見を反映しながら、校内のルールを整備する。 ウ 実動訓練項目に引き渡し訓練を追加して毎年実施できる計画を立てる。校内の児童・生徒間の交流やPTA等の関わりを含めた、防災学習日を設定する。 (2) ア 富田林市立東条小学校、富田林市立金剛中学校との交流活動及び居住地校交流を実施する。 イ 保護者対象の授業参観に加え、他校にも開かれた公開授業を実施する。	(1) ア 各学部において児童生徒の実態に応じて、食及び健康指導を年間1回以上実施。 イ ・生徒会を中心とした学習環境に係るアンケートの実施（年1回以上） ・生徒主体のゆめ基金募集のためのPTを立ち上げる。 ウ 第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画に基づく意識調査の「友達と力を合わせて活動できる」の肯定的評価を85%以上にする。[85.3%] (2) ア 学校間交流（交流活動・教員交流）を各学部3回以上実施する。小中学部の希望者全員に対し居住地校交流を1回以上実施する。 イ 授業参観を年間各学部3回以上。参観週間等の実施日や授業内容等の工夫を行い、保護者の来校を促しやすいように検討する。10年経験者研修及びアドバンストセミナーDの受講者による公開授業	

府立富田林支援学校

	ウ PTA 活動の推進 (3) 南河内地域の支援教育力の向上	ウ 持続可能な PTA 活動の在り方を模索しながら、可能な形で推進する。 (3) ・リーディングティーチャー・リーディングスタッフ会議や実務者会議、教育相談業務等、地域支援に関わる業務やスキルを支援部のメンバーに伝える。 ・支援教育サポート校と連携し、高等学校等への相談支援を進める。 ・「Chot Room」について地域へ発信し、相談業務を充実する。	を実施する。 ウ 学校教育自己診断（保護者用）の「PTA 活動」に係る肯定的評価を昨年度以上にする。[95.2%] (3) ・リーディングスタッフ会議や研修、相談業務等にリーディングスタッフ以外の教員が同行する。 ・高等学校等への相談支援・研修を実施する。 ・「Chot Room」の利用数を増やす。[2回]	
3. 学校運営	(1) 協働性、同僚性の高い教職員集団の形成 (2) 外部評価を活用した教育活動の改善 (3) 働き方改革の推進 ア デジタル化推進による業務の効率化 イ 業務推進体制の強化	(1) ・本校の教育目標や方針を全員で共有する機会を増やし、教職員それぞれの専門性や得意分野を活かした役割を明確にする。 ・会議日程や方法を検討すると共に、定時で退勤しやすい職場づくりを行う。 (2) 学校運営協議会からの意見や提言に基づく取り組みや学校教育自己診断結果に対する課題解決策を検討し、実践する。 (3) ア メール配信システムやチャット、フォーム作成ツールの活用を進め、情報の即時的な共有方法や会議の運営方法を改善するとともに、プリント配付やアンケート回収等についてデジタル化を推進する。 イ 「首席及び指導教諭の職務等に関する要綱」に従い、首席の業務を以下のとおり明確にする。 教頭と教職員との間の校務の要となる職として、学校経営計画等校務の着実な遂行や諸課題について、教職員の意見のとりまとめ、各々の担当分掌等における横断的・総合的な調整を行い、学校運営方針を具体化する。教職員が抱える仕事上の問題点や悩みを把握した上での適切な指導・助言する。	(1) ・ストレスチェックの総合健康リスクを昨年度より引き下げる。[99] ・一月当たりの時間外業務時間 45 時間超の人数を昨年度以下にする。[R6 年度 14.8 人] (2) 学校教育自己診断（保護者用）の「保護者の要望・相談」に係る項目の肯定的評価を 95.0%以上にする。[94.7%] 学校教育自己診断（教員用）の「評価を行い、次年度の計画に生かしている」に係る項目の肯定的評価を昨年度以上にする。[92.6%] (3) ア 学校教育自己診断（教員用）の「ICT 活用」に係る項目の肯定的評価を 90%以上にする。[86.6%] イ 首席より企画会議にて、学校経営計画の進捗等スケジュール確認と各分掌・委員会等の取り組み報告を行う。 学校教育自己診断（教員用）の「職場の人間関係」に係る項目の肯定的評価を 90%以上にする。[86.7%]	